

普天間飛行場へのオスプレイ配備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年五月十九日

糸数慶子

参議院議長 西岡武夫殿



## 普天間飛行場へのオスプレイ配備に関する質問主意書

沖縄の地元紙の報道等において、政府は普天間飛行場に二〇一二年から配備が計画されている垂直離着陸輸送機MV22オスプレイについて、沖縄側に正式に配備を説明する方向で調整に入った、と報じられている。私をはじめ沖縄県選出の国会議員が国会の質疑及び質問主意書等で幾度となくオスプレイの配備について質したにもかかわらず、政府は「承知していない」と答弁してきた。政府が沖縄側に「正式に配備を説明する」とはどのような趣旨なのか、納得しがたい。よって、以下質問する。

一 米国側の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの普天間飛行場への配備計画の詳細（配備の日時、機数）について、政府の把握しているところを明らかにされたい。

二 沖縄側に「正式に配備を説明する」とはいかなる内容を指しているのか、その説明の日時等も含めて、明らかにされたい。

三 この期に及んで政府が垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの配備計画を沖縄側に説明するのは、普天間飛行場の移設が遅れ、二〇一四年までの移設が困難になったと認識し、垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの配備に手を打つ必要に迫られたからである。一方、沖縄県民はこれを普天間飛行場の固定化の脅しと

受け取っている。沖縄県の仲井眞弘多知事も配備反対を表明しており、普天間飛行場の危険性の除去という観点からも、垂直離着陸輸送機M V 22オスプレイの配備は容認できない。以上を踏まえ、垂直離着陸輸送機M V 22オスプレイの配備に対する政府の見解を示されたい。

四 三を踏まえ、普天間飛行場の移設が、在日米軍の「再編実施のための日米のロードマップ」に記された合意どおり進むのか、移設が遅れた場合、普天間飛行場はどう措置されるのか。垂直離着陸輸送機M V 22オスプレイの配備計画の報道を機に、あらためて政府の見解を示されたい。

右質問する。